

令和4年（う）第848号 準強制わいせつ被告事件

被告人控訴趣意書

令和4年11月15日

大阪高等裁判所第5刑事部 御中

頭書事件について、被告人の控訴の趣意は別紙のとおりである。

別紙

以下の事情からすれば、原判決には事実誤認の違法があるので、破棄されるべきである。

原告女性の言動から同意、少なくとも同意の誤信が発生する状況だったと認められるか否か、および、原告女性は抗拒不能の状態にはなかったと認められるか否か

仮に抗拒不能の状態だったとしても、だからといって同意の誤信が発生しないとは言えず、同意・要望していた、少なくとも同意の誤信が発生する状況だったと認められるか否かがポイントとなる。そして、少なくとも同意の誤信が発生する状況だったと証明していく中で、抗拒不能の状態にはなかったこともあわせて証明する。

1. 「自分が受け入れていると思われるのがすごく嫌だった」という原告女性の証言

これは、被害届で嘘を付いた理由として被害者尋問で証言しているものであるが、「そんなつもりはなかった」という言い訳と同類である。すなわち、「殺すつもりはなかった」「悪気はなかった」と主張すれば、殺人やセクハラなどが許されるわけではなく、重要なのは、実際に現場でどのように行動していたかという点である。そもそも、同意の誤診が発生する状況だったと原告女性自身が認めているからこそ出てくる言葉である。

2. 京都地検が「同意の誤信により無罪はほぼ 100%に近い状態」と判断していた事実

最終陳述でも説明したが、原告女性も把握しているように、京都地検の女性検察官の生の声とともに朝日放送で報道されていたが(録画動画あり)、もっとしてとか言っていない・無断動画撮影という点も把握した上で、「同意の誤信により無罪はほぼ100%に近い状態」と発言し、実際に不起訴となっている。すなわち、原告女性と被告の主張をすべて確認した上での京都地検の総意として、「同意の誤信により不起訴」と判断していたのである。京都地検でさえそのように判断する現場での状況を、「被告に同意の誤信など発生しない」と断言できるはずはなく、明らかに不合理な主張と言わざるを得ない。

朝日放送の番組録画動画

5分42秒～および6分19秒～ 女性検察官が同意の誤信について説明

6分40秒～ 原告女性の反論

6分46秒～ 女性検察官が「無罪はほぼ100%に近い状態」と原告女性に説明

3. 「現場マンションで今後もマッサージを続けたら」との右京警察の女性刑事からの提案

最終陳述でも説明したが、右京警察で取り調べを担当した女性刑事は、被告が処分保留で釈放される数日前、「今日は取り調べということではなく、話をするために来てもらった」と被告を呼び出している。その話とは、「あのマンションをどうしても出ないといけないの？そのまま住み続ける選択肢はないの？生きていくためには生活費を稼がないといけないからマッサージを続けたら？資格を取得しているし、通常のマッサージで終えていた人にもリピーターがいたんだから、しっかりとした技術を間違いなく身に付けているはずなので、それを活かして生活費を稼いでいったら？」との提案である。すなわち、マッサージに関連して逮捕した人間に対し、その現場となった場所で今後もマッサージを続けるように勧めており、通常は絶対に考えられない内容である。なぜこんな提案をしたかを考えると、無罪はほぼ100%に近いと表現した女性検察官と同意見ということに加え、「すべての動画を詳細に調べている」とも述べていたことから、その他の動画も確認した結果、性欲にまかせて行っていた行為ではないと理解できたことが理由と考えられる。実際、取り調べでは、「お前またやるやろ。こういうやつは繰り返すんや。」と述べ、朝日放送の番組で原告女性が、「同じ女性として絶対に許せへん」「絶対捕まえるから」と女性刑事が述べていたと説明していることから（録画動画の2分54秒～）、同意、少なくとも同意の誤信が発生している状況だったと判断し、性欲にまかせた行為でもないことから、再犯といった概念さえ発生しないと理解できたからこそその提案としか考えられない。なお、絶対に嘘などついておらず、この女性刑事に確認すれば、虚偽の作り話ではないと簡単に証明されることである。

4. 検事・刑事という立場にある女性が女性の目で見ても「無罪」と判断していた事実

犯罪を取り締まる立場にある女性検事・女性刑事が女性の目で見ても「無罪はほぼ100%に近い」「今後も現場マンションでマッサージを続けたら？」と発言している事実は、強い説得力を持つ証拠である。すなわち、「公平な目を持つ第三者の大多数が同様に理解する」と容易に想像できるはずである。そのような状況を「被告に同意の誤信などなかったことは明白」と断言できるはずはなく、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで立証もせず

に抗拒不能の状態と強引な主張を繰り返している形であり、明らかに不合理である。

5. 原告女性の代理人弁護士でさえ同意の誤信が発生する可能性を認めている事実

同じく朝日放送の番組の中で報道されていた内容であるが(録画動画の5分55秒～)、その当時の原告女性の代理人弁護士は、「動画だけを見たら同意のあるなしを判断するのはちょっと難しいかなという印象」と述べている。すなわち、原告女性の代理人という立場にある弁護士でさえ、「同意はなかった」とは断言できず、「同意の誤信など発生しない」とも断言できない状況だったわけで、女性検事・女性刑事に加え、原告女性の代理人弁護士でさえこのように発言している状況に対し、「被告に同意の誤信などなかったことは明白」と短絡的に主張するのは明らかに不合理である。

6. 虚偽告訴罪・偽証罪に該当するとしか考えられない原告女性の不自然な言動の数々

原告女性は、誰がどう考えてもおかしい言動をあらゆる場面で行っており、それらを時系列順に説明する。なお、論告要旨・判決文では、それらを無視して見ないようにしていたり、不合理な理論展開で擁護しており、それらについてもあわせて説明する。

6-1 施術開始前

原告女性が隠していた被告による施術開始前の声掛け内容

「自己の意思を明確に伝えたことはなかった・明示的に了承を得ていない」と論告要旨で繰り返し述べられているが、最終陳述でも説明したように、被告は施術開始前に声掛けを行っている。被害者尋問の記録を振り返ると、「施術に入る前に、トイレの説明とか、気分が悪くなったら言ってくださいねとか、そういう説明もなかったのですか？」との質問に、原告女性は「私からは一切しゃべりませんとおっしゃっていました」と回答しており、施術開始前の声掛けについて覚えている証拠である。なお、客に変な気を遣わせないため、「私からは特に話しかけませんので寝ていただいても構いません」と伝えていたものである。そして、重要なのは、後難を回避するため、被告はすべての客に対し、明示的にもう1点伝えていたのである。それは、「力が強過ぎる・弱過ぎるとか、そこは結構です・そこをもっとしてほしいなど、何かあれば遠慮なく声をかけて下さい」という内容で、「そこは結構です」と告げても被告は逆上などしないと原告女性は理解していたのである。ある意味どうでもいい「話し

かけない」という点を覚えていて、力の強弱や希望部位など、心地良い施術のための重要点を覚えていないはずはなく、これを話すのはマズいと感じて隠したと考えざるを得ない。そして、被告は最終陳述で、この声掛け内容を隠した理由を原告女性に説明するように求めているが、判決文では一切触れず、原告女性の証言の信憑性は高いと述べている。なお、被告は絶対に嘘などついておらず、この部分の動画を確認すれば、虚偽の証言ではないと簡単に証明されることである。しかしながら、検察官は、「証拠開示は第一審で行うべきであり、控訴審では行っていない」との理由で拒否している。したがって、「絶対に冤罪を作ってはならない」という意識が皆無で、「起訴した限りは絶対に有罪にしなければならぬ」という姿勢で取り組んでいると言わざるを得ない。

6-2 施術開始から胸周辺に至るまでの施術

「覚えてないです」と何かごまかしたい時の定番のセリフで回答している原告女性

原告女性が同意していた証拠であるとともに、原告女性の供述に信憑性がないことを示す証拠であり、「施術中に性的なサービスの提供を受けることを期待していたことをうかがわせる事情は全く見当たらない」という判決文内容を否定する証拠でもある。被告は、右京警察・京都地検での取り調べから法廷での最終陳述まで一貫して、「施術開始から胸周辺までの施術で、体をくねらす・吐息や喘ぎ声をもらす・もっと奥まで触ってほしいと足を大きく開くなど、前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつける。このような反応がなかった女性のブラに手を入れたことなど一度もなく、それがすべての客に対する施術姿勢だったと断言できる」と証言している。一方、原告女性は被害者尋問で、「鼠径部をもまれるときとかに自然と声が出るようなことは特になかったですか？」との質問に、それまでは断言形で証言していたが、「ないと思います」と曖昧に回答し、「鼠径部以外の時でも声が出たりということはなかったですか？」には「覚えてないです」とごまかしている。しかしながら、マッサージ中に吐息や喘ぎ声が漏れるような状況は、通常発生しない特殊なことで、性的に感じることなどなかったのであれば、「全くなかったです」と即答で完全否定できるはずである。にもかかわらず、「覚えてないです」とごまかしているということは、何か隠しているとしか考えられず、被告の説明の通り、前戯の愛撫のように感じている姿を隠すこ

となく見せつけていたという合理的推論が成り立つ。被告は、原告女性のこの証言を最終陳述でも指摘しているが、論告要旨・判決文ではなぜか一切触れようとしていない。

補足:「感じている姿を見られるのはとても恥ずかしい」という女性の羞恥心

この種の女性の羞恥心を否定する人は存在しないはずである。そして、「そこはくすぐったいので結構です」とごまかす女性も実際にいたと被告は説明しているが、その気もないのにマッサージ中に感じてしまうなら、「マッサージで感じてしまうなんて…」と恥ずかしさはさらに増大し、感じてしまっていることを絶対に悟られないように隠そうとするのが女性心理である。したがって、彼氏でもない初対面の男性に対し、恥ずかしさを全く感じることなく、その気もないのに性的に感じている姿を平気で見せ続ける女性など存在せず、これを否定する人も皆無のはずである。すなわち、もっとしてほしい気持ちがあれば絶対に発生せず、同意・要望を示す行動である。そして、「胸周辺まではすごりリラックスしていた」と原告女性は証言しており、抗拒不能などといった状態ではなかったことも明らかである。

補足:施術のことを理解していないのに短絡的に断言する京都地検

被告人質問において、「胸周辺の施術が始まる前から、原告女性はまるで大の字に寝るかのように不自然にベッドの端から端まで足を開いており、胸に至るまでの施術を性的に感じていたことをここでも確認できた」と被告が述べたのに対し、論告要旨で京都地検は、「被害者は、上からタオルをかけられた状態で足を広げたにすぎず、施術に必要な体勢を取っただけであるから、その拳動からわいせつ行為を求めたものとは認められない」と述べているが、全く短絡的で説得力のない主張である。なぜなら、施術に必要な体勢を取っただけと述べているが、施術を行うのにどれだけ足を開けばいいのかを理解していない検察官がそのように断言できるはずはない。実際、太ももの間に手の指が入る程度の開きがあれば問題なく、女性は足を開くことに恥ずかしさを感じることから、被告は女性の足を極力開かないようにしていたのである。また、施術経験から、性的に感じている女性に現れる大きな特徴として被告は認識できていたわけで、何の根拠もない想像で否定せず、「現場となったマンションで今後もマッサージを続けたら？」と被告に勧める女性刑事のように、その他の動画を確認し、胸周辺に至るまでの施術において、性的に感じている女性に

はどのような状況が起こっていたのかを把握した上で具体的に主張すべきである。

補足: ポイントを「ブラに手を入れる時点」へ無理矢理ずらしている事実を曲げた主張

検察審査会の議決書と同じく、論告要旨でも判決文でも、ブラに手を入れる時点を開始点とすることで、その最初の時点で同意が発生しているはずはないと理論展開しており、明らかに事実を曲げた主張である。なぜなら、右京警察・京都地検での取り調べの段階から被告は一貫して、胸周辺に至るまでのアロママッサージにおいて、前戯の愛撫のように感じている姿を原告女性が見せつけていることから同意・要望があると認識していたと説明しており、ブラに手を入れる前の時点から同意・要望があると理解していたのである。そして、既に説明したように、この部分に対して原告女性は「覚えてないです」とごまかす形で証言しており、性的に感じている姿を隠すことなく見せつけていたと合理的推論が成り立つ。すなわち、ブラに手が入ってくる前から同意・要望を示していた明白な証拠にもかかわらず、論告要旨でも判決文でも一切触れようとせず、明らかに不当な姿勢である。

6-3 ブラの中に手を入れた後の状況

抗拒不能ではなかったと自ら証明している「キスを避けるために顔を背けた」という証言

「顔を背ける程度の抵抗をすることができたことについても、わいせつ行為そのものに対して抵抗し得なかったことと何ら矛盾するものではない」と判決文に述べられているが、全く理論的ではなく、なぜこのように断言できるのか理解不能である。なぜなら、普通に考えて、口へのキスに抵抗できるのであれば、ブラに手が入ってくる時や乳首にキスされる時にも抵抗できないはずはなく、嫌だったら絶対に抵抗するはずである。さらには、原告女性は、変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないかもしれないと怖くて抵抗できなかったと証言しているが、そのような恐怖を本当に感じていたのであれば、顔を背けての抵抗などできるはずはない。すなわち、命の危険など感じておらず、抗拒不能ではなかったことの明らかな証拠である。さらには、陰部へのキスは足を閉じるだけでできなくなるが、顔を背けて口へのキスを避けるのと同様にごく簡単な行動にもかかわらず、なぜか抵抗していない。このように、誰がどう考えても矛盾を感じざるを得ない状況にもかかわらず、論告要旨でも判決文でも何ら触れることなく見ないようにしている形である。

補足:明らかに理論破綻している京都地検の主張

論告要旨で京都地検は、原告女性の「キスをされるのではないかなどという嫌悪感から顔を背けた」という証言に追随し、「被告人の顔から逃れるために顔を左側に背けて右肩を浮かせたり、顔を被告人の方に向かせられそうになって抵抗したりしたものと見ることができると説明している。すなわち、抗拒不能と繰り返し主張しながら、この行動を抵抗したりしたものとして認識し、抵抗できる状態にあったと認めているわけで、明らかに矛盾している。すなわち、何の合理的な説明もなしに抗拒不能の状態だったと強引に主張している形と言わざるを得ない。そして、抵抗できているということは、命の危険など感じていなかった証拠にもなり、原告女性が嘘を付いている明らかな証拠である。

補足:「口へのキスに抵抗する」という行動と、「そこは結構です」と告げる行動の比較

「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ない」という恐怖の中で「顔を背けて口へのキスに抵抗する」という行動。そして、「力が強過ぎる・弱過ぎるとか、そこは結構です・そこをもっとしてほしいなど、何かあれば遠慮なく声をかけて下さい」と伝えられている状況で「そこは結構です」と告げる行動。この2つを比較して、「そこは結構です」と告げる行動の方が、恐怖もなく遥かに簡単と誰にでも理解できるはずである。すなわち、命をかけて口へのキスに抵抗できるのに、命をかける恐怖など感じることなく「そこは結構です」と言えるのに言わないのは明らかに矛盾している。換言すると、真実は、口へのキスは単純に嫌だから抵抗し、ブラに手が入ってくる時は、もっとしてほしいから抵抗しなかったとしか考えられない。なお、施術開始前の声掛けについて被告は絶対に嘘などついておらず、検察官が動画開示に同意すれば簡単に証明されることである。そもそも、原告女性に確認すれば済むことである。さらには、右京警察はすべての動画を詳細に確認していると述べており、被告がすべての客に対し、施術開始前に上述内容で説明していることを把握しているはずである。

補足:口へのキスには抵抗し、乳首・陰部には抵抗しないという奇異な状況の発生理由

被告が「キス以外は何でもやってくださいと依頼してきた女性もいた」と被告人質問で証言しているように、彼氏ではない男性との一夜限りの恋といった場合、あくまで性的な快感を求めているだけで、愛のない口へのキスは絶対に嫌という女性が多く、一般的にも知られ

る女性の典型的な割り切り方である。そして、法の番人という立場にある人であれば、このような女性心理が存在することを当然把握しているはずである。そして、口へのキスには抵抗し、乳首・陰部へのキスは抵抗せずに受け入れるといった奇異な行動は、このような一夜限りの恋を楽しんでいたと考える以外に説明が付かず、同意というより要望していないと発生しない行動である。言うまでもなく、変に抵抗したら命が危ないと恐怖を感じて抗拒不能だったのであれば、口へのキスに命をかけて抵抗するなどできるはずはない。換言すれば、口へのキスは単純に嫌だから抵抗した形で、乳首や陰部は、望んでいなければ絶対に触らせる場所ではなく、もっとしてほしいから抵抗しなかった形であり、正に性的な快感を求めて一夜限りの恋を楽しんでいたという明らかな証拠である。

紙ショーツを脱がせることに協力して明らかに要望を示している原告女性

「原告女性は紙ショーツを脱がせることに協力していた」という被告の証言に対し、論告要旨で京都地検は、「ことさらに被害者が自分から腰を上げて協力する状況は認められないため、被害者が紙ショーツを脱がされるのを協力した旨の被告人供述は、その事実とあわない」と述べている。しかしながら、尻から体重がかかっている状態では、無理矢理引っ張るようにしなければ脱がすことはできず、脱がせる動きに合わせて足を動かさなければ紙ショーツを足から抜くことは不可能と誰にでも簡単に理解できることである。そして、動画には、ほんの数秒で脱がす状況が記録されており、じっとしているだけでもあのようにスムーズに脱がすことなどできず、原告女性が協力していなければ実現できないことは明白である。すなわち、顔を背けて抵抗できるのに、足を閉じて抵抗しないばかりか、パンツを脱がせることに協力までしており、もっとしてほしいと要望していなければ絶対に発生しない行動である。そして、京都地検が「無罪はほぼ100%に近い状態」と元々発言していたように、少なくとも同意の誤信が発生する状況と誰にでも理解できることである。

「いく」との言葉は早くわいせつ被害が終わることを期待したものとする常軌を逸した発言

「いく」との言葉は早くわいせつ被害が終わることを期待する被害者心理から発せられることとしてあり得ることであると京都地検は論告要旨で繰り返し述べ、判決文でも、「被告人を満足させて早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった」との

原告女性の供述に対し、「その供述内容自体に殊更な虚偽や誇張を疑わせるような不自然な点はない」と述べているが、常軌を逸した発言と言わざるを得ない。

そこで、検察官および裁判官への質問であるが、仮の話として、「強姦に遭遇した際のアドバイスセミナー」といった講習会に講師として参加したとすれば、

『挿入される前の段階で「いく・いっちゃん」と激しく感じている姿を見せれば、男は挿入することなく行為を止めて立ち去る可能性が高く、わいせつ行為を早く終わらせる行動としてぜひ実行しなさい』とアドバイスしますか？ 検察官・裁判官の説明であれば、このアドバイスに何の問題もないと理解できるが、参加しているすべての女性が、「この人バカじゃないの？ そんなことしたら、もっとしてほしいと求めているように理解されて間違いなく挿入されちゃうじゃん」と強く批判するはずである。すなわち、最終陳述でも説明した通り、早くわいせつ被害が終わることを期待して、挿入前に「いく・いっちゃん」と激しく感じている姿を見せるなんて絶対に発生しない行動で、「本件わいせつ行為に同意していない可能性について思い至らなかったなどとは到底考え難い」という判決文は明らかに不合理である。

補足：早くわいせつ被害が終わることを期待したものとする被害者尋問での証言詳細

なぜか論告要旨でも判決文でも触れられていないが、「そういう態度をとって、もっとエスカレートしないかとか、最後までされてしまうんじゃないかとか、そういう不安はなかったのですか？」との質問に「わかりません」と原告女性はここでもごまかしている。そして、「どうして感じている態度をとれば、早く終わってもらえることになるんですか？」には「今まで私が経験した男性はそうでした」と答え、「男性が射精する、しないにかかわらずということですか？」には「はい」と回答している。すなわち、原告女性が「いく」状態になれば、複数の男性が射精していなくてもいつもすぐに行為をやめていたということになるが、女性に対して性欲を持ち合わせている男性であれば、女性が「いった」から行為をやめるなどあり得ず、「いく・いっちゃん」と激しく感じている女性を目にすれば、男性の射精・挿入欲求がさらに高まるのは誰もが知っている周知の事実で、原告女性の証言は明らかに偽証である。

補足：男の性的興奮度を高めて自分から挿入を導こうとしている原告女性の行動

さらに補足すると、挿入されてしまった場合、「いった」フリをして男性の興奮度を高め、早く

射精させて終わらせようとする女性が稀にいるという話を聞いたことがあるが、挿入される前に「感じているフリ・いったフリ」をする女性が存在するとは当然考えられない。なぜなら、原告女性も被害者尋問で、「そのまま性行為をされてしまったりということは思わなかったのですか？」との質問に「いや、思いました」と恐怖を表現しているように、もし強姦されそうな場面に遭遇した場合、挿入だけは何としても避けたいとすべての女性が考えるはずである。しかしながら、原告女性が行っているのは、挿入される前に「いく・いっちゃう」と激しく感じている姿を自分から積極的に見せるという男をさらに興奮させる行動で、早く終わるどころか自分から挿入を導こうとする行動である。そんな女性が存在するはずはなく、原告女性も当然そんなことは理解しているはずだが、実際に自分がそのように行動してしまっており、一夜限りの恋を楽しんでいた事実を認めるわけにもいかず、「わからないです」とごまかすしかできなかった形である。そして、自分から挿入を導くなんて、もっとしてほしい気持ちがあれば絶対に発生せず、抗拒不能といった状態ではなく、誰がどう考えても、少なくとも同意の誤信が発生する状況であり、「本件わいせつ行為に同意していない可能性について思い至らなかったなどとは到底考え難い」という判決文は明らかに不合理である。

6-4 施術終了後

ショックを受けている様子など全くなく、ごく普通に着替えを行っている原告女性の姿

論告要旨でも判決文でもなぜか一切触れられていないが、施術後の様子も、原告女性がもっとしてほしいと一夜限りの恋を楽しんでいたことを強く示す証拠である。なぜなら、最終陳述でも説明したが、他に誰もいない密室で、変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないという恐怖の中、わいせつ行為を40分も耐え続けたという話が事実であれば、精神的な疲労は極限状態で、茫然自失といった状態になるはずである。ましてや、被害者尋問であれだけ涙を流していたことから考えて、感情を抑えきれずに極めて表に出やすい女性のはずである。ところが、法廷で動画を確認したところ、何事もなかったようにごく普通に着替え、ネックレスなどを非常に長い時間をかけて身に着けようとしており、むしろ、6回も「いく」ことができ満足し、おしゃれを楽しむ余裕まで伺える。すなわち、命の危険を感じながらわいせつ行為を40分も耐え続けた女性とは到底思えないと誰もが感じるはずで、口へのキス

は絶対に嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいたからこそ発生する状況である。

補足: 施術後に「私はそんなはしたない女じゃない」といった女心が発生した可能性

被告は、京都地検での取り調べの際、『施術中は、気持ち良くてもっとしてほしいと思ったけど、施術後に「私はそんなはしたない女じゃない」といった女心が発生し、そんな自分を肯定するために支払い拒否という行動に出た』との仮説を説明している。そして、「施術後であってもそんな不快感を与えたのであれば申し訳なかったと思います」と述べ、それに対して検察官は、「そういった気持ちはいつまでも持ち続けて下さい」と答えていた。しかしながら、この種の女心が発生したのであれば、後悔の念といったものが必ず現れるはずだが、ごく普通に着替え、おしゃれを楽しむ余裕まで見受けられ、後悔を感じている様子など全く伺えない。また、命が危ないという恐怖の中、わいせつ行為を40分も耐え続けて茫然自失状態といった様子も全く伺えず、一夜限りの恋を楽しんでいたとしか考えられない。

6-5 支払いの拒否

支払い拒否という行動に対しても見るべきポイントがずれている判決文

「わいせつ行為が終わって着替えるなどした後の状況は、わいせつ行為を受けていた前記状況と全く異なっているのであるから、被告人に対して代金支払を拒絶するなどの対応をとったとしても、わいせつ行為を受けた後の被害者の心理状態に照らして不自然などということとはできない」と判決文に述べられているが、ここでも見るべきポイントがずれており、状況を正確に分析できていない。なぜなら、論告要旨で「個室に2人きりだったので、もし抵抗とかして逆上されたり、最悪殺されたりすることを想像して、怖くて抵抗できなかった」と説明されているほか、第1回公判が行われた2021年9月16日付の朝日新聞デジタルでは「やめてくださいと言いたかったが、室内には被告と自分しかいない。抵抗したら命が危ないかもしれない。台所には包丁もあるはずと、恐怖で声を出せなかった。40分ほど耐え続けた」と原告女性は証言している。すなわち、ポイントは、「他に誰もいない密室」「変に抵抗したら命が危ないという恐怖」の2点である。これに対して判決文は、着替えるなどした後の状況を全く異なると表現していることから、「服を着ている・着ていない」をポイントとして捉えていることになるが、殴られたり刺されたりせずに逃げ切れるかどうかは、服を着

用しているかどうかは全く関係ない。そこで、検察官および裁判官への質問であるが、コンビニ店員として働いていた際にコンビニ強盗に襲われた場合を想定して、「お前いつもこんなことやっているのか？お前に渡す金などない！」といったように強盗を刺激する言葉を投げかけますか？変に抵抗したら命が危ないかもしれないといった恐怖を感じているのであれば、服を着ているからといってそんな行動は絶対にとらず、この場からなんとか逃げ出せないかという点だけを誰もが考えるはずである。

そして、検察官および裁判官へのさらなる質問として、「このバンジージャンプを飛ばせば5000円差上げます。ただし、5%の確率でロープが切れま

す。」こんなバンジージャンプにチャレンジしますか？言うまでもなく、5000円程度のお金のために、命の危険を感じる世界に自分から飛び込む人など存在するはずがない。

これら2つの質問からわかるように、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないかもしれない」といった恐怖を本当に感じているのであれば、他に誰もいない密室からとにかく抜け出すため、刺されることなどないように相手を刺激せず、5000円程度の施術料金を支払っていち早く立ち去ろうとするのが人間心理で、5000円程度のお金のために、刺されるかもという恐怖の中へ自分から命をかけて飛び込み、相手を刺激するような言葉まで投げかける人間など存在しない。すなわち、このような支払い拒否は、包丁で刺されて命が危ないといった恐怖を感じていないからこそできる行動で、そんな恐怖を感じていなかったということは、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないと声を出せなかった」という証言も取って付けた嘘という証明である。さらには、そんな恐怖を感じていなかったということは、抗拒不能などといった状態にはなかったことを証明する明らかな証拠である。

補足：被告の支払い拒否受け入れに対しても短絡的に判断している論告要旨・判決文

「今日はお代はいいですなどと返答してそれ以上支払を求めることがなかったことから裏付けられている」と判決文に述べられているが、こんな短絡的な思考回路を有罪の裏付けとするのは理解不能である。論告要旨で京都地検も、被告が行った名古屋方面からの女性の話について何の根拠もなく否定し、「後知恵による作り話と見るのが自然」と述べているが、被告は本当に真実を正直に話しているのであって、何の根拠もない暴論であり、真

実を見極めようという姿勢が全くないことの証明である。京都地検は、被告作成のリストの中にある「平安神宮近くのホテル」に宿泊していた2017年8月2日の客を調べるべきである。また、過去の支払い拒否に関する右京警察での取り調べの際、被告には「間違いなく悪意があった」と名古屋からの客について話した記憶があり、右京警察に確認すべきである。本質部分としてさらに補足すれば、被告人質問で「パンツを脱がせることに協力して、あれだけ感じていたのに、どうしてクレームされるんだろうと思いました」と述べているように、被告は原告女性に対して「悪意のある人間」と感じたわけで、名古屋方面からの客と同じく、そんな人間と話をして時間が無駄と感じて無料にしたのである。

そもそも、支払いを拒否する理由など何もない原告女性

胸周辺に至るまでの施術を前戯の愛撫のように感じていたという被告の証言に対し、原告女性は「覚えていません」とごまかし、口へのキスに抵抗できていることから抗拒不能ではなく、乳首・陰部へのキスは受け入れ、紙ショーツを脱がすことに協力までしていることから、愛のない口へのキスは絶対に嫌という一夜限りの恋を楽しむ際の典型的な女性の割り切り方である。そして、挿入される前に「いく・いっちゃう」と性的に激しく感じている姿を見せれば、早く終わるところか、男の射精・挿入欲求が高まるのは誰もが知る周知の事実で、もっとしてほしいと自分から積極的に要望していた明らかな証拠である。この状況を抗拒不能とか、同意の誤信など発生しないとどうして主張できるのか理解不能で、実際、京都地検の女性検察官は「無罪はほぼ100%に近い」・右京警察の女性刑事は「現場マンションで今後もマッサージを続けたら？」と発言している。そして、一夜限りの恋を楽しんでいたことから、施術後にショックを受けているはずもなく、ごく普通に着替え、6回も「いく」ことができた満足からおしゃれまで楽しんでいる。すなわち、5000円程度のお金のために、刺されるかもという恐怖の中へ自分から飛び込み、相手を刺激する言葉まで投げかける人間など存在しないと既に説明したが、そもそも、支払いを拒否する理由など何もなく、胸などを触られたことを理由として施術料金を踏み倒そうとする悪意の行動としか考えられない。

6-6 虚偽の被害届提出

痴漢を装って和解金をだまし取ろうとした男女が逮捕されたという事件と同類の犯罪

支払いを拒否する理由など何もないのに被害届を提出した状況を分析すると、少なくとも6回も「いく」ほど激しく感じていたことがバレるはずはない。こういった案件は女性よりの立場で審議されることが多いとも考え、「いく・いっちゃん」と一夜限りの恋を楽しんでいた事実を隠し、被害届を受審させるために虚偽の被害届を提出した形である。そして、被告が無料にしたことを受けて、「非を認めていると思った」と原告女性は証言しているが、施術料金の踏み倒しがうまくいき、非を認めているから和解金も取ってやろうと企てた形である。すなわち、「本件わいせつ行為を受けることに同意していながら、その後、突如として虚偽の被害申告を決意するに至ったことをうかがわせる事情は何ら見い出せない」と判決文に述べられているが、この案件の本質は、準強制わいせつ罪ではなく、痴漢を装って和解金をだまし取ろうとした男女が逮捕された事件と同類の犯罪で、施術前・施術中・施術後の不自然で矛盾だらけの状況に加え、500万円もの大金の申し立てからも、この種の悪意ある犯罪としか考えられない。換言すれば、嘘の被害届を提出し、「もっとしてとか言ってない」と主張し、重要ポイントで「覚えていません・わかりません」とごまかせば、詳細を吟味されることなく大金を得られるという判決が下されており、明らかに不当である。

補足：論告要旨で「金銭の要求に及んだこともない」と誤った主張をしている京都地検

被害者証言が信用できる理由として、京都地検は、「金銭の要求に及んでいない」と主張しているが、原告女性は500万円もの大金を2022年3月に申し立てており、慎重に事実確認せずに短絡的な思考回路で主張している証拠である。そして、逆から表現すれば、「金銭の要求に及んでいることから原告女性の証言は信用できない」という理論が成り立つ形となる。そもそも、金銭要求の観点で言えば、施術後にショックを受けている様子が全くないのに料金を踏み倒している点について、法の番人であれば疑問を感じるべきである。

7. 論告要旨および判決文で行われている不合理な主張の数々

6で説明したように、原告女性の言動にはあらゆる場面で不自然な点が数々あるにもかかわらず、論告要旨は、一般常識・周知の事実さえ無視して原告女性を擁護する形で作成されており、全く説得力のないものである。判決文も、その論告要旨を単純に踏襲しているだけで、絶対に冤罪を作ってはならないという姿勢が皆無と言わざるを得ない。

7-1. 余罪捜査の調書を「直接の関連性がない」などとして提出を拒否する京都地検

論告要旨で、「これまで客からわいせつ行為の明示的承諾を得たことがなかったというのであるから、承諾していたのか泣き寝入りしていたのかが分からない」と他の客に対する施術と関連付けて述べられているが、そうであれば、余罪捜査の調書を「直接の関連性がない」として提出を拒否するのは明らかに不合理である。そして、余罪捜査を行ったにもかかわらず、今なお「承諾していたのか泣き寝入りしていたのかが分からない」と説明するのは愚の骨頂である。また、最終陳述でも述べたように、「嫌な思いをしている女性がかかりの人数いることは確か」と何十人もの女性が泣き寝入りしているかのように検察審査会が断言しているが、余罪捜査の結果、何の根拠もない間違いだったと証明され、原告女性が話していた好意的な口コミも正しいことが証明されたはずである。これと逆の形で証明されたのであれば、「承諾していたのか泣き寝入りしていたのかが分からない」などと述べるのではなく、具体的な関連証拠として必ず提出するはずで、提出を拒否するということは、有罪に不利な証拠として隠蔽しているとしか考えられない。

7-2. 「性的サービスを提供しようとして拒絶された経験がある」との事実を曲げた解釈

これも「直接の関連性がない」として余罪捜査の調書の提出を拒否しているにもかかわらず、判決理由の1つとして他の施術を関連させて述べられているが、事実を正確に説明していない論告要旨をそのまま踏襲したものである。すなわち、「そこまでは結構です」などと言われて拒まれた経験があるため、わいせつ行為を許容しない客が存在することを被告は認識していたと論告要旨で主張しているが、これは都合が良いように証言を切り取ったものである。なぜなら、被告人質問で、「やめてほしいとかいう形はなかった」「明確に嫌がられたことはなかった」と被告が述べているように、もっとしてほしい気持ちに羞恥心も併存するのが女心で、その恥ずかしさが出て「そこまでは結構です」と女性が申し出たものである。具体的に説明すると、「どこ触ってんのよ！」と怒って嫌がった拒絶など一度もなく、「もっとしてほしいけど、感じている姿を見られるのはやっぱり恥ずかしい」との羞恥心から、吐息を漏らしながら「そこまでは結構です」と恥ずかしそうに告げてきた形である。すなわち、「もっとしてほしいけど恥ずかしいからやっぱりやめておこう」という行動であり、同意の誤

信の一種と言えるものである。このように、被告は過去に発生したことを隠さず正直に説明しており、にもかかわらず、事実を曲げての主張など許されない不当行為である。

補足:行っていたのは、性的に感じて要望していると誰もが理解できる女性に対してのみ

そもそも、体をくねらせたり、吐息・あえぎ声を漏らしたり、女性が性的に感じているかどうかを把握できないはずはなく、仮に10人に対して施術の様子を見せるといったテストを行った場合、「この女性は明らかに性的に感じていて要望している」と10人全員が回答する女性に対してのみに行っていた形である。「性的なマッサージもしてほしいけど、感じている姿を見られるのはやっぱり恥ずかしいという女性も数多くいたと私は感じていますが、そういう女性も通常マッサージで終わっていました」と最終陳述で被告が述べているように、性的に感じている反応が全くなかった女性だけでなく、はっきりとは断言できずに意見が分かれるような女性にも行っていなかったということである。この被告の証言が嘘ではないことは、その他の動画すべてを確認すれば理解できることで、「現場となったマンションで今後もマッサージを続けたら？」という右京警察の女性刑事の発言が証明していると言える。一方、京都地検は、その動画の分析結果について一切触れず、余罪捜査の調書の提出も拒否し、余罪捜査を行ったにもかかわらず、「承諾していたのか泣き寝入りしていたのかが分からない」とごまかしている形で、法の番人として明らかに不当な姿勢である。

補足:通常と性的なマッサージの割合が半々くらいに分かれている状況から見えること

半々くらいに分かれているということは、何らかの選択基準が存在していると誰もが気付くはずで、もし性欲にまかせて行っているのであれば、普通に考えれば、性欲を刺激する若くてかわいい女の子や、肌がピチピチでスタイル抜群の女性を選んでいたことが想像されるはずである。しかしながら、右京警察のようにすべての動画を確認すれば、若くてかわいいスタイル抜群の女性に対し、性的に感じている様子がなければ行っておらず、おなか周りが大きい中年のおばさんに対し、性的に感じている様子があれば行っている状況のほか、紙ショーツを無理矢理引っ張るように脱がす行為など1度もないことも把握できるはずである。すなわち、性欲にまかせて好みの女性を選んでしたことなどなく、性的に感じているかどうかポイントであり、被告が一貫して説明しているように、施術開始から胸周辺

までの施術において、前戯の愛撫のように感じている姿から判断していたという証明である。そして、原告女性は、率直に申し上げて、特にスタイルが良いとは言えないアラフォー女性で、前戯の愛撫のように感じている姿から判断していたという100人以上の女性に対する一貫した姿勢を覆し、性欲を抑え切れずに行ったとは到底考えられない。実際、声が出たりとかなかったかという質問に「覚えていません」とごまかしており、少なくとも同意の誤信が発生している状況だったと原告女性自身が理解しているからこそその偽証である。

補足: 男性セラピストのアロママッサージサロンを訪れる女性に関して

そもそも、論告要旨も判決文も、「性的なサービスを期待して訪れる女性などいない」といった偏見をベースに作成されていると考えられるが、それは大きな間違いで、性的なマッサージを期待して訪れている女性が大半を占めると考えるのが妥当である。なぜなら、京都地検も把握しているように、性的なマッサージをリピートしている女性が数多くいたという事実が存在する。また、「男性という点を全く意識しないで男性セラピストのアロマサロンを訪れる女性なんていない」という話を被告は複数の女性から聞いているが、上司が女子社員の肩に触れるだけでセクハラと言われることからわかるように、「太ももや鼠径部含め肌に直接触れるアロママッサージを男性の手でやってもらうなんて」と抵抗を感じる女性が大多数を占めることは誰にでも簡単に理解できることである。そして、性的なマッサージを期待していない女性は、「全く知らない初対面の男性だし、変に興奮して触ってほしくないところまで触られたら困る」といったように不安を感じ、男性セラピストのアロマサロンの利用を避けるというのが女性心理で、女性セラピストのサロンと男性セラピストのサロンを全く同じ感覚で訪れる女性など基本的に存在しないと言える。なお、セラピストは男性でも女性でも全く気にしないという女性もほんのわずかにいたかもしれないが、そういった女性には通常のマッサージで終え、性的なマッサージもしてほしいけど、感じている姿を見られるのはやっぱり恥ずかしいという女性にも通常のマッサージで終えていたのである。このように、通常・性的を問わず、被告はお客様の要望に沿って施術しており、こういった状況から通常・性的が半々くらい的人数に分かれている形で、すべての動画を確認して余罪捜査も行っていけば、この事実が当然見えているはずである。

7-3. 「性的サービスを求めるか否かについて確認し得なかった事情もない」という主張

これも判決文に述べられている点であるが、全体像を正確に把握できておらず、明らかに事実誤認である。なぜなら、京都地検は論告要旨で、「被害者が口に出して言うのが恥ずかしいことだと思っていたので、聞かない方が良かったなど」と弁解しているが、かかる弁解は、被告人供述を前提にすると、被害者の同意があると認識した上で、もっぱら被害者のためわいせつ行為を行うというのであるから、むしろ後難を回避するため明示的に被害者の意思を確認するのが自然であって、被告人にとってその確認をすることに支障もないのに、あえて明示的に確認せずにわいせつ行為に及んだことを合理的に説明できておらず、不自然である」と述べている。しかしながら、「もっとして」と女性が口に出して言うのは恥ずかしいことから、最終陳述でも述べたように、施術開始前の声掛けで、「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」と後難を回避するために明示的に伝えていたのである。したがって、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ない」と恐怖を感じている中で口へのキスに抵抗できているのに、「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」と伝えられていたにもかかわらず、ブラに手が入ってくる時に「そこは結構です」となぜ言わなかったのかについて、論告要旨でも判決文でも合理的に説明できていない。すなわち、被告は全体を合理的に説明できているわけで、不自然なのは被告ではなく原告女性である。なお、施術開始前の声掛けについて被告は絶対に嘘などついておらず、検察官が動画開示に同意すれば簡単に証明され、そもそも、原告女性に確認すれば済むことである。

7-4. 何か勘違いしているのか状況を正確に把握できていない的外れな主張

「真に被害者が同意しているとの認識を有していたのであれば、被害者の反応を窺いながらわいせつ行為を進める必要などない」と論告要旨で主張されているが、同意していると被告が認識したのは、原告女性が「覚えていません」とごまかしている胸周辺に至るまでの施術部分である。そして、様子を窺っているのは、客の要望通りの気持ち良いマッサージが行えているかの確認である。たとえば、力が強過ぎて痛みなどを感じていないかを表情から把握しようとするもので、施術者としての基本行動である。

また、「明らかに施術でない露骨なわいせつ行為を始めた後は、本来の施術を行う様子が

全く認められない。この約18分間にわたり通常の施術を行っていないことを合理的に説明できておらず、不自然である。」と述べ、「抗拒不能の状態に乗じてわいせつ行為を行う認識があったことを強く推認させる」としているが、なぜそのような推認ができるのか意味不明である。なぜなら、ブラに手を入れた以降、被告は通常のアロママッサージを行っていたとは一切主張しておらず、客の要望に応える形で性的なマッサージを行っていたのである。そして、客の表情などを確認しながら、痛みなどの不快感がないように行っていたものであり、どうして抗拒不能と結び付けることができるのか理解不能である。むしろ、抗拒不能状態と認識の上での行動であれば、相手の反応など気にせず、性欲にまかせて行うのが普通であり、話を無理矢理に作っていることにより理論破綻している形である。

7-5. 盗撮との関連も短絡的に結びつけようとしている京都地検

論告要旨で「かかる盗撮行為は、被告人が被害者の同意なく本件わいせつ行為を行う意思があったことと整合し、密接に関連していることは明らか」と主張しているが、最終陳述で述べたように、根本的に明らかに異なる。なぜなら、絶対にバレないと甘い考えで行ってしまった無断動画撮影に対し、ブラに手を入れれば目でも見えれば体でも感じることができ、すぐにバレる行為である。犯罪心理から考えて、そんなすぐにバレる行為を、しかも身元がバレバレの自宅で行うとは当然考えられない。社員証を首から吊るしていたり、検事バッジを付けている状態で痴漢をする人などいないわけで、原告女性が被害届で嘘を付いたのも、「いく・いっちゃん」と楽しんでた事実は絶対にバレないと考えたからであり、すぐにバレると考えていたら、虚偽告訴罪に該当する嘘など絶対に付かなかったはずである。

7-6. 原告と話をしていない加藤治子氏を証人として活用している京都地検

「いく」と発したのは同意ではないと主張するため、「陰部などを触られ続けたら性的に感じるのは当然」という加藤治子氏の説明を繰り返し活用しているが、実際の状況とは異なる全く別の話を作ったの主張である。すなわち、口へのキスを避けるために抵抗したものと認識しながら、抗拒不能の状態だったと強引に主張した上でこのように証言させている形である。そもそも、原告と全く話をしていない証人の証言など証拠として無効である。

補足:疑問を感じるべきは、触らせていること自体が不自然という点

「身体が性的に反応したとしても、生理的な反応として十分理解できる」と判決文でも述べられているが、そもそも、疑問を感じるべきは触らせているという点である。繰り返しになるが、口へのキスに抵抗できるのであれば、ブラに手が入ってくる時や乳首にキスされる時にも抵抗できないはずはない。陰部へのキスは、足を閉じるだけでできなくなるわけで、顔を背けて口へのキスを避けるのと同じくごく簡単な行動なのに抵抗していない。さらには、紙ショーツをほんの数秒でスムーズに脱がすことができている、原告女性が脱がすことに協力していたことは明白である。すなわち、顔を背けて抵抗できるのに、足を閉じて抵抗しないばかりかパンツを脱がせることに協力までするなど望んでいなければ絶対に発生しない行動で、愛のない口へのキスは嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいた証拠である。

8. 検察審査会が議決書の中で挙げている2つのポイント

論告要旨も判決文も基本的な姿勢は同一と考えられるが、1つは、「ブラの中に手を入れる時点では同意のないことは明白」という点。もう1つが、「被害届は提出されていないものの、同様の行為をされて嫌な思いをしている女性がかかりの人数いることは確か」という点で、「市民感覚としては理解できない」とも述べ、不起訴を強く批判し、再捜査を強く求めている内容である。しかしながら、原告女性が同意していると被告が認識したのは、施術開始から胸周辺に至るまでの施術において前戯の愛撫のように感じていた姿であり、ブラの中に手を入れる前の段階である。同様の行為をされて嫌な思いをしている女性がかかりの人数いることは確かと断言している点も、恐らく、性的なサービスを期待して訪れる女性など存在しないとといった偏見をベースにした短絡的発言と思われるが、余罪捜査の結果、明らかな間違いと証明されているはずである。すなわち、不起訴不当を決定した2つの根拠の両方ともが間違いということである。にもかかわらず、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで立証もできていないのに、抗拒不能の状態・同意の誤信は発生していないと強引な主張を繰り返しており、明らかに不合理で不当な姿勢である。

9. 「本当にあったことを全てこの裁判で全部述べたい」との宣誓後も嘘を続ける原告女性

原告女性は、被害者尋問で自分からこのように宣言しているにもかかわらず、虚偽の被害届に加え、この宣言を行った直後も、「前戯の愛撫のように感じていた」という被告の主

張に対して「覚えていません」と答え、いく・いっちゃんとう激しく感じている姿を見せればどうして早く行為が終わるのかという質問に「わかりません」と答えるなど、ごまかしの証言を行い続けており、こんな人間は全く信用できないと誰もが感じるはずである。そして、被害者が法廷の場で嘘を付くなど基本的に考えられず、嘘を付くとすれば、それは犯人が何か隠したい時に行う行動であり、原告女性に悪意があることの証明である。

10. 嘘に嘘を重ねていなければ絶対に発生しない状況

これだけ数多くの不自然な点が発生する状況は、事実に基づかない嘘の話を作っていないければ絶対に発生せず、場面・場面でもっともらしい話を作って嘘を付いていることから、全体的に見れば話がつながらないという状況が必然的に生まれている形である。このように、原告女性は、真実を語らずに嘘に嘘を重ねてすべてを押し通そうとしており、女の武器も利用し、警察・検察・裁判所の良心を悪用している形と言わざるを得ない。

11. お願い～最終陳述の内容が全く反映されていない判決文

「被告人が不合理的な弁解に終始し、反省の態度が全く見られず、何ら慰謝の措置も講じていない」と判決文に述べられていますが、どの部分がどのように不合理的なのかを明確に説明していただくようお願い申し上げます。なぜなら、無罪と考えている理由を最終陳述で具体的に説明しているにもかかわらず、それらが無視されている形となっており、たとえば、

* 施術開始前の声掛け内容から、

「そこは結構です」と告げても被告は逆上しないと理解していた点

* 施術開始から胸周辺に至るまでの施術において、

前戯の愛撫のように感じている姿を隠さずに見せつけていた点

* 重要ポイントで「覚えてないです」「わかりません」とごまかしている点

* 命をかけて口へのキスに抵抗できるのにブラに手が入ってくる時に抵抗していない点

* 顔を背けて口へのキスに抵抗できるのに足を閉じて陰部へのキスに抵抗していない点

* 陰部へのキスに抵抗しないばかりか紙ショーツを脱がせることに協力までしている点

* 挿入される前の段階で、

自分から挿入を導くように「いく・いっちゃん」と激しく感じている姿を見せつけている点

* 施術後に全くショックを受けておらず、ごく普通に着替え、おしゃれまで楽しんでいる点

* 「他に誰もいない密室・変に抵抗したら命が危ない」

という状況は何も変わっていないのに支払いを拒否できている点

* 「変に抵抗したら命が危ない」と言いながら、

「いつもこんなことをしているのか」と攻撃的な態度まで取っている点

* 検事・刑事という立場にある女性が女性の目を見て「無罪」と判断していた事実

など、これらに対して何ら合理的な説明がなく、抗拒不能の状態・同意の誤信は発生しないと強引に主張している形で、何を反省して謝罪しなければならないのかが理解できない状況です。換言すれば、これらの無罪と考えている理由に対し、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで反証していただき、「被告の主張は不合理」と公平な目を持つ第三者の誰もが理解すると私自身も理解できるなら、原告女性に謝罪することをお約束します。なお、論告要旨および判決文の内容を確認し、新たな点も含めた形でまとめたこの書面に対し、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで漏れなく反証していただくようお願い申し上げます。

以上